

第5の2 特定駐車場用泡消火設備の技術基準

新旧対照表

第8次改訂版	根拠条文等・考え方	改訂案	根拠条文等・考え方
<p>特定駐車場用泡消火設備については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。（以下、「平成26年省令第23号」という。）」及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。（以下「平成26年告示5号」という。）」の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について</p> <p>(1) 認定において確認される性能等について</p> <p>日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイ～エの性能等について確認されることとなり、イ～エについては、付帯条件が付される。</p> <p>ア <u>告示第3</u> に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2) 付帯条件に係る留意事項について</p> <p><u>(1)イ</u>からエの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>特定駐車場用泡消火設備については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。（以下、「平成26年省令第23号」という。）」及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。（以下「平成26年告示5号」という。）」の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1～2 （現行に同じ。）</p> <p>3 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について</p> <p>(1) 認定において確認される性能等について</p> <p>日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイ<u>から</u>エの性能等について確認されることとなり、イ<u>から</u>エについては、付帯条件が付される。</p> <p>ア <u>平成26年告示5号第3</u> に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等</p> <p>イ～エ （現行に同じ。）</p> <p>(2) 付帯条件に係る留意事項について</p> <p><u>前(1)イ</u>からエの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>「～」→「から」に修正</p> <p>脱字修正</p> <p>脱字修正</p>